

## 養豚経営安定対策補完事業実施要綱

	平成26年 3月31日付け25農畜機第 5465号
一部改正	平成27年 4月 1日付け26農畜機第 5925号
一部改正	平成28年 3月29日付け27農畜機第 5514号
一部改正	平成28年 5月 9日付け28農畜機第 868号
一部改正	平成28年10月 7日付け28農畜機第 3471号
一部改正	平成28年10月21日付け28農畜機第 3690号
一部改正	平成29年 3月23日付け28農畜機第 6355号
一部改正	平成29年 8月 9日付け29農畜機第 2696号
一部改正	平成30年 3月16日付け29農畜機第 6655号
一部改正	平成30年 3月26日付け29農畜機第 6812号
一部改正	平成30年 5月25日付け30農畜機第 1307号
一部改正	平成30年 7月16日付け30農畜機第 2374号
一部改正	平成30年 8月 3日付け30農畜機第 2736号
一部改正	平成30年 9月28日付け30農畜機第 3678号
一部改正	平成30年10月 9日付け30農畜機第 3823号
一部改正	平成30年10月31日付け30農畜機第 4302号
一部改正	平成30年11月 9日付け30農畜機第 4450号
一部改正	平成31年 3月29日付け30農畜機第 7755号
一部改正	令和 2年 3月30日付け元農畜機第 8016号

我が国の養豚経営においては、生産効率を高める観点から、3品種（ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種）の交雑により生産された肉豚が多く用いられている。

養豚は輸入飼料への依存度が高く、国際競争が激化する環境の中で、我が国の養豚を発展させていくためには、3品種の原種豚における繁殖性や産肉性などの能力向上とその効率的な利用が重要な課題の一つとなっている。

また、養豚経営の安定を図るためには、人工授精の普及や肉豚等の飼養管理技術の向上などにより、更なる生産性の向上及び生産コスト削減を図っていく必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、地域における種豚等の能力向上に必要な純粋種豚等の導入や肉質関連遺伝子の検査、飼養管理技術の向上など生産性向上や生産コスト削減を図るための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基

づき補助することとし、もって養豚経営の体質強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5367号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和2年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和2年1月17日付け元農畜機第6117号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）のうち、第2の1の事業に係る公募団体（以下「公募団体A」という。）、同2の（1）の事業に係る公募団体（以下「公募団体B」という。）及び同2の（2）の事業に係る公募団体（以下「公募団体C」という。）とする。

## 第2 事業の内容

### 1 地域肉豚能力向上支援

公募団体Aは、産子数や飼料効率の向上等による生産コストの低減を図るため、次に掲げる事業を実施するものとする。また、第3の3の（1）の生産者集団等が（1）、（2）及び（3）の事業を行う場合は、その実施に要する経費の一部について補助するものとする。

#### （1）純粋種豚等の導入

組織的な能力向上を図る豚能力向上推進計画に基づく、産子等の広域的な利用に資する海外純粋種豚（以下「特定海外純粋種豚」という。）その他の純粋種豚又は純粋種豚生産のための人工授精用精液の導入

#### （2）一代雑種雌豚の導入

純粋種豚の能力向上に寄与するための一代雑種雌豚の導入

#### （3）肉質関連遺伝子の検査

異常肉の発生を防ぐための遺伝子検査

#### （4）事業の推進指導

（1）、（2）及び（3）の事業の円滑な推進を図るための現地指導等。

ただし、公募団体Aが自ら実施する場合を除く。

### 2 生産性向上支援

#### （1）飼養管理技術向上支援

公募団体Bは、肉豚等の生産性向上や生産コストの削減を図るため、次

に掲げる事業を実施するものとする。また、第3の3の(2)の都道府県団体がアの事業を実施するのに要する経費の一部について補助するものとする。

ア 豚の飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催及び研修会修了者の現地指導の実施

イ 事業の推進指導

アの事業の円滑な推進を図るための現地指導等。ただし、公募団体Bが自ら実施する場合を除く。

## (2) 養豚農業実態調査

公募団体Cは、先進的な経営改善の取組の普及を図るため、次に掲げる事業を実施するものとする。ただし、イの優良事例調査と実態調査は一体的に取り組むものとする。

ア 調査事項等検討会の開催

イ 養豚経営における優良事例調査（飼養管理、繁殖技術、環境対策等）及び実態調査の実施

ウ 調査結果の分析及び報告書の作成・配付

## 第3 事業の実施

### 1 事業実施要領の作成

公募団体Aは、第2の1の(1)、(2)及び(3)の事業により3の(1)の生産者集団等に経費の一部を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成して独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

また、公募団体Bが第2の2の(1)の事業により3の(2)の都道府県団体に補助する場合も同様とする。

### 2 事業の委託

公募団体Cは、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

### 3 事業の要件

#### (1) 生産者集団等

ア 生産者集団等は、養豚業を営む者（3戸以上）で構成される地域の生産者集団（以下「生産者集団」という。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又はその他理事長が適当と認める団体とする。

イ 生産者集団は、次に掲げる事項について定款又は規約を定めているも

のとする。また、公募団体が生産者集団である場合も同様とする。

(ア) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び生産者に関する事項

(イ) 生産者集団の組織及び運営に関する事項

(ウ) 生産者集団の活動に関する事項

(エ) 会計、補助金の管理及び使途に関する事項

(2) 都道府県団体

都道府県団体は生産者集団等のうち、都道府県をその業務の区域としたものに限るものとする。

(3) 第2の1の(1)の事業で補助対象となる純粋種豚及び人工授精用精液  
ア 品種等(純粋種豚及び人工授精用精液共通)

品種はランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種のほか、理事長が特に認めるものであって、事業に参加する生産者が所有する種豚の能力向上が見込まれるものとする。

イ 純粋種豚に係る要件

(ア) 月齢等

補助対象となる純粋種豚は、次に掲げる a 又は b のいずれかの要件に該当するものとする。ただし、特定海外純粋種豚にあっては b の要件に該当するものに限る。

a 国内で生産され、一般社団法人日本養豚協会(以下「養豚協会」という。)が証明する生後3か月齢以上15か月齢以内のもの

b 海外から導入し、養豚協会が証明する種豚登録豚で生後15か月齢以内のもの

(イ) 産子の子豚登記等

a 導入後、純粋種の産子を得るための交配に使用し、令和5年3月31日までに少なくとも1回はその産子の子豚登記を行うこと。

なお、この実施後においても、純粋種の産子の子豚登記及び種豚登録を行うよう努めることとする。

b 特定海外純粋種豚を導入した場合にあっては、その産子等(当該特定海外純粋種豚の精液、受精卵又は産子をいう。以下同じ。)を広域的に利用することを目的として、当該特定海外純粋種豚の情報及びその産子等の利用を受けるための方法を広く種豚生産者等が閲覧できる状態に置くこと。

ウ 人工授精用精液に係る要件

(ア) 等級等

補助対象となる精液は、次に掲げる a 又は b のいずれかの要件に該

当するものとする。

a 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第3項に基づく等級（以下「等級」という。）が、特級、1級又は2級の種雄豚から採取された精液

b aの等級のいずれかに属する海外から輸入された精液

(イ) 補助対象の精液の導入後の取扱い

a 導入後、令和3年3月31日までに純粋種の産子を得るための人工授精に使用すること。

b 導入した精液から産出された産子については、令和4年3月31日までに子豚登記を行うこと。

(4) 第2の1の(2)の事業で補助対象となる一代雑種雌豚

ア 対象とする豚

補助対象とする一代雑種雌豚は、次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかの要件に該当するものとする。

(ア) 養豚協会が証明する一代雑種豚血統証明書又は種豚業者が交付する母豚の一腹記録簿を受けたもの（両親が種豚登録されたものに限る。）

(イ) 両親のいずれか一方が種豚登録されているものであって、もう一方の親（種豚登録されていないものに限る。）が、養豚業を営む者等が広く参加する取組として全国統一手法により実施される遺伝的能力評価（以下「全国的な遺伝的能力評価」という。）を受けたもの

イ 一代雑種雌豚の交付上限頭数

補助金の交付対象とする頭数は、事業に参加する生産者の1経営体当たり30頭を上限とする。また、このうちアの(イ)に該当する一代雑種雌豚については、5頭を上限とする。

ウ 繁殖成績の記録

導入した一代雑種雌豚1頭につき、別紙様式第5号の別紙に定める繁殖成績を1産以上、記録すること。

(5) 補助対象豚の管理・飼養規程（純粋種豚及び一代雑種雌豚導入共通）

公募団体A又は生産者集団等が、第2の1の(1)及び(2)の事業で補助対象とする純粋種豚及び一代雑種雌豚（以下「導入種豚」という。）を導入する場合には、次に掲げる事項についての導入種豚の管理・飼養規程をその導入前に設けるものとする。

生産者集団等は管理・飼養規程を設けた後、これを速やかに公募団体Aに提出するものとする。また、公募団体Aは、第6の1により交付決定を受けた後、自ら実施する場合の自らの管理・飼養規程又は生産者集団等から提出された管理・飼養規程を速やかに理事長に提出するものとする。

- ア 導入種豚の所有に関する事項
  - イ 導入種豚の飼養基準に関する事項
  - ウ 導入種豚の飼養場所に関する事項
  - エ 導入種豚の管理・飼養費に関する事項
  - オ 管理・飼養代表者に関する事項
  - カ その他導入種豚の飼養に必要な事項
- (6) 補助対象豚の貸付（純粋種豚及び一代雑種雌豚導入共通）
- 公募団体Aが自ら又は生産者集団等が、導入種豚を生産者へ貸し付ける場合については、次の事項についての貸付契約を締結するものとする。
- 公募団体Aは、自ら締結した貸付契約書の写し及び生産者集団等が締結した貸付契約書の写しを実績報告書に添付するものとする。
- ア 導入種豚の内容（品種、個体番号等）に関する規定
  - イ 導入種豚の貸付期間に関する規定
  - ウ 導入種豚の適正な飼養法に関する規定
  - エ その他導入種豚の貸付に必要な規定
- (7) 補助対象豚の飼養期間及び取扱い（純粋種豚及び一代雑種雌豚導入共通）
- 導入種豚は、導入後3年間飼養することとし、当該期間の末まで飼養できなくなった場合は、速やかに理事長に報告するものとする。その場合は、「畜産振興事業の実施について」の14の（5）に基づき当該対象豚に係る補助金相当額を機構に返還するものとする。ただし、災害、盗難、疾病等生産者集団等の責に帰さない事由であって、公的機関、獣医師等の証明がある場合は、この限りでない。また、純粋種豚については、（3）のイの（イ）に定める要件を満たした後から、一代雑種雌豚については（4）のウに定める要件を満たした後から、それぞれ導入後3年までの間に導入種豚を処分する場合、理事長は処分により生じる収益に補助率を乗じた金額を機構に返還する条件を付し、承認することができるものとする。
- (8) 補助対象としない種豚及び精液
- 国の補助事業により導入した種豚及び精液は、第2の1の（1）及び（2）の事業の補助対象としないものとする。
- (9) 第2の1の（3）の事業で補助の対象となる遺伝子検査は次に掲げるとおりとする。なお、公募団体Aは、別紙様式第4号の別添1「肉質関連遺伝子検査結果報告書」を作成し、自ら又は生産者集団等が検査を委託した検査結果の写しを添えて、実績報告書に添付するものとする。
- ア 遺伝子検査の対象は、一般社団法人日本養豚協会が証明する種豚登録豚又は子豚登記豚とする。
  - イ 検査の対象となる遺伝子は、豚リアノジン受容体1遺伝子型（RYR1

遺伝子)とする。

- (10) 第2の2の(1)の事業で補助対象となる飼養管理技術向上研修会は、肉豚の生産性向上や生産コストの削減につながる基礎的な技術や高度な人工授精技術等に関する内容とする。

なお、公募団体Bは、研修会開催後に別紙様式第4号の別添2「飼養管理技術向上研修会報告書」を作成し、都道府県団体が作成した飼養管理技術向上研修会報告書の写しと併せて実績報告書に添付するものとする。

#### 4 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和2年度とする。

### 第4 事業の推進指導等

- 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

#### 2 家畜共済等の積極的な活用

公募団体Aは、第2の1の(1)、(2)及び(3)の事業の実施に当たっては、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業に参加する生産者へ、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

- 3 公募団体Aは、第2の1の(1)、(2)及び(3)の事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう努めるものとし、公募団体Aが自ら実施する場合は事業に参加する生産者、生産者集団等が実施する場合は当該生産者集団等に対し、指導するものとする。ただし、事業に参加する生産者がGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りではない。

- 4 生産者集団等及び都道府県団体は、都道府県の指導を受けるとともに、生産者集団等は公募団体Aの、都道府県団体は公募団体Bのそれぞれの指導の下、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

- 5 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底並びに生産者集団等又は都道府県団体に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

## 第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第6 補助金交付の手續等

### 1 補助金の交付申請

- (1) 公募団体Aは、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の養豚経営安定対策補完事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。
- (2) 公募団体Bは、補助金の交付を受けようとする場合は、都道府県団体から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに交付申請書を理事長に提出するものとする。
- (3) 公募団体Cは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに交付申請書を理事長に提出するものとする。
- (4) 公募団体は、交付申請に当たっては、公募団体Aは事業に参加する生産者又は生産者集団等の、公募団体Bは公募団体B（都道府県をその業務の区域とする団体に限る。）又は都道府県団体の、公募団体C（都道府県をその業務の区域とする団体に限る。）は公募団体Cのそれぞれの所在地の都道府県知事に交付申請書の写しを送付するものとする。また、公募団体C（都道府県をその業務の区域とする団体を除く。）が都道府県を区域として第2の2の（2）の事業を実施する場合には、その区域の都道府県知事に交付申請書の写しを送付するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の様式に準じて作成した養豚経営安定対策補完事業補助金交付変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

この場合、公募団体は、変更承認申請に当たっては、公募団体Aは事業に参加する生産者又は生産者集団等の、公募団体Bは公募団体B（都道府県をその業務の区域とする団体に限る。）又は都道府県団体の、公募団体C（都道府県をその業務の区域とする団体に限る。）は公募団体Cのそれぞれの所在地の都道府県知事に変更承認申請書の写しを送付するものとする。また、公募

団体C（都道府県をその業務の区域とする団体を除く。）が都道府県を区域として第2の2の（2）の事業を実施する場合には、その区域の都道府県知事に変更承認申請書の写しを送付するものとする。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）事業費の30%を超える増減
- （3）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- （1）理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、第2の1の（1）、（2）及び（3）の事業にあつては交付決定額の範囲内で出来高に応じて、同1の（4）及び同2の事業にあつては交付決定額を限度として、それぞれ補助金の概算払をすることができるものとする。
- （2）公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の養豚経営安定対策補完事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

- （1）生産者集団等は、事業完了後遅滞なく、公募団体Aに対し当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。

公募団体Aは、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに、この事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の養豚経営安定対策補完事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

- （2）都道府県団体は、事業完了後遅滞なく、公募団体Bに対し当該年度に実施した事業の実績を提出するものとする。

公募団体Bは、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

- （3）公募団体Cは、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。
- （4）公募団体は、実績報告に当たっては、公募団体Aは事業に参加する生産

者又は生産者集団等の、公募団体Bは公募団体B（都道府県をその業務の区域とする団体に限る。）又は都道府県団体の、公募団体C（都道府県をその業務の区域とする団体に限る。）は公募団体Cのそれぞれの所在地の都道府県知事に実績報告書の写しを送付するものとする。また、公募団体C（都道府県をその業務の区域とする団体を除く。）が都道府県を区域として第2の2の（2）の事業を実施する場合には、その区域の都道府県知事に実績報告書の写しを送付するものとする。

## 第7 導入種豚等の管理状況等の報告

- 1 生産者集団等は、第2の1の（1）及び（2）の事業により導入種豚を導入した場合にあっては、導入した年度の翌年度から起算して2年間は、公募団体Aに対し管理状況を報告するものとする。

公募団体Aは、報告された管理状況を取りまとめの上、自ら導入した導入種豚の管理状況とともに、導入した年度の翌年度から起算して2年間は、別紙様式第5号の養豚経営安定対策補完事業に係る管理状況報告書（以下「管理状況報告書」という。）を作成し、理事長に報告するものとする。

- 2 生産者集団等は、第2の1の（1）の事業により純粋種豚を導入した場合にあっては、導入した純粋種豚から産出された産子のうち、導入年度内に子豚登記を行うことができず報告ができなかったものについては、当該要件が満たされるまで公募団体Aに対し登録状況を報告するものとする。

公募団体Aは、報告された登録状況を取りまとめの上、当該要件を満たしていない場合は自らの登録状況とともに、毎年度、6月30日までに管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

- 3 生産者集団等は、第2の1の（1）の事業により精液を導入した場合にあっては、その精液から産出された産子のうち、導入年度内に子豚登記を行うことができなかったものについては、公募団体Aに対し登録状況を報告するものとする。

公募団体Aは、報告された登録状況を取りまとめの上、自ら導入した精液から産出された産子のうち、導入年度内に子豚登記できなかったものの登録状況とともに、令和4年6月30日までに管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

- 4 生産者集団等は、第2の1の（2）の事業により一代雑種雌豚を導入した場合にあっては、第3の3の（4）のウに基づき、導入年度も含め離乳頭数確認後の当該繁殖成績を取りまとめ、1産以上の報告が完了するまで公募団体Aに対して報告するものとする。

公募団体Aは、提出された繁殖成績を取りまとめの上、1産以上の報告が

完了するまで自らの繁殖成績とともに、毎年度、6月30日までに管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、機構に対して交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

- 3 公募団体は、1のただし書により交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の養豚経営安定対策補完事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第9 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

## 2 事業の実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、公募団体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 第10 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5465号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5925号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成28年3月29日付け27農畜機第5514号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度及び平成27年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。ただし、平成26年度及び平成27年度に終了した事業に係る補助対象の純粋種豚の導入後の取扱い及び導入種豚の管理状況等の報告については、この要綱第3の3の（7）及び第7の1の規定を適用するものとする。

附 則（平成28年5月9日付け28農畜機第868号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月14日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の第2の3について、平成28年4月14日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは

貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成28年10月7日付け28農畜機第3471号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年10月7日から施行し、平成28年8月16日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した第2の3の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成28年台風第7号等に係る事業について、平成28年8月16日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成28年10月21日付け28農畜機第3690号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年10月21日から施行し、平成28年9月17日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した第2の3の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成28年台風第16号による被災に係る事業について、平成28年9月17日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成29年3月23日付け 28農畜機第6355号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定

は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年8月9日付け29農畜機第2696号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年8月9日から施行し、平成29年6月7日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した第2の3の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成29年梅雨期豪雨による被害に係る事業について、平成29年6月7日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年3月16日付け29農畜機第6655号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年3月16日から施行し、平成29年11月1日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した第2の3の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成29年度大雪による被害に係る事業について、平成29年11月1日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年3月26日付け29農畜機第6812号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行するものとする。
- 2 平成29年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年 5月25日付け30農畜機第1307号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年 5月25日から施行し、平成29年11月 1日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の第2の3の事業について、平成29年11月 1日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月 1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手續については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年 7月16日付け30農畜機第2374号）

この要綱の改正は、平成30年 7月16日から施行し、平成30年梅雨期豪雨による畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を市町村から受けた者等を対象に適用するものとする。

附 則（平成30年 8月 3日付け30農畜機第2736号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年 8月 3日から施行し、平成30年 5月20日から適用するものとする。
- 2 平成30年7月16日付け30農畜機第2374号によるこの要綱の改正の附則の「平成30年梅雨期豪雨」は、「平成30年梅雨前線豪雨等」と読み替えるものとする。
- 3 平成30年7月16日付け30農畜機第2374号によるこの要綱の改正の適用期日は、1と同様とする。
- 4 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成30年梅雨前線豪雨等による被害に係る事業について、平成30年 5月20日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月 1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手續については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年 9月28日付け30農畜機第3678号）

この要綱の改正は、平成30年 9月28日から施行し、平成30年北海道胆振東部

地震又は平成30年台風第21号による畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を市町村から受けた者等を対象に適用するものとする。

附 則（平成30年10月9日付け30農畜機第3823号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年10月9日から施行し、平成30年9月3日から適用するものとする。
- 2 平成30年9月28日付け30農畜機第3678号によるこの要綱の改正の適用期日は、1と同様とする。
- 3 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成30年北海道胆振東部地震及び平成30年台風第21号による被害に係る事業について、平成30年9月3日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年10月31日付け30農畜機第4302号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年10月31日から施行し、平成30年9月28日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成30年台風第24号による被害に係る事業について、平成30年9月28日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年11月9日付け30農畜機第4450号）

この要綱の改正は、平成30年11月9日から施行する。

附 則（平成31年 3月29日付け30農畜機第7755号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年 4月 1日から施行するものとする。
- 2 平成30年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和 2年 3月30日付け元農畜機第8016号）

- 1 この要綱の改正は、令和 2年 4月 1日から施行するものとする。
- 2 令和元年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 地域肉豚 能力向上支 援</p>	<p>(1) 公募団体A又は生産者集 団等が実施する純粋種豚 又は人工授精用精液の導 入に要する経費</p> <p>(2) 公募団体A又は生産者集 団等が実施する一代雑種 雌豚の導入に要する経費</p> <p>(3) 公募団体A又は生産者集 団等が実施する肉質関連 遺伝子の検査</p> <p>(4) (1)、(2) 及び (3) の事業の円滑な推進を 図るための現地指導等に 要する経費</p>	<p>1 / 2 以内 ただし、特定海外純粋種 豚については1頭当たり 40万円を上限、それ以外 の純粋種豚については1頭 当たり10万円を上限、精液 については1本当たり1 万円を上限とする。</p> <p>1 / 2 以内 ただし、1頭当たり2万 円を上限とし、一経営体当 たり30頭を上限とする。ま た、このうち第3の3の (4) のアの(イ)の豚は、 5頭を上限とする。</p> <p>1 / 2 以内 ただし、検査1頭当たり 1,500円を上限とする。</p> <p>定額</p>
<p>2 生産性向 上支援</p>	<p>(1) 飼養管理技術向上支援 ア 公募団体B又は都道 府県団体が実施する豚 の飼養管理技術の向上 を図るための研修会 の開催及び研修会修了者 の現地指導に要する経</p>	<p>定額</p>

	<p>費  イ アの事業の円滑な推進を図るための現地指導等に要する経費</p> <p>(2) 養豚農業実態調査  公募団体Cが実施するのに要する次の経費</p> <p>ア 調査事項等検討会の開催</p> <p>イ 優良事例調査及び実態調査の実施</p> <p>ウ 調査結果の分析及び報告書の作成・配付</p>	<p>定額</p>
--	--	-----------

別紙様式第1号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年度において養豚経営安定対策補完事業を下記のとおり実施したいので、養豚経営安定対策補完事業実施要綱第6の1の規定に基づき、補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機構補助金	その他	
1 地域肉豚能力向上支援 (1) 純粋種豚等の導入 (2) 一代雑種雌豚の導入 (3) 肉質関連遺伝子の検査 (4) 事業推進指導				

2 生産性向上支援				
(1) 飼養管理技術向上支援				
(2) 養豚農業実態調査				
合 計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      令和    年    月    日

(2) 事業完了予定年月日                令和    年    月    日

5 添付書類

(1) 定款又は規約

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙様式第1号の別紙

令和 年度養豚経営安定対策補完事業実施計画

1 生産者集団の概要

生産者名	住 所	飼 養 頭 数			前年度出荷 頭数（実績）
		主な経営 形態	子取り用 雌豚頭数	種雄豚	
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
計 人		合計	頭	頭	頭

- (注) 1 生産者集団の概要は、事業実施主体が生産者集団である場合及び事業実施主体が生産者集団へ補助する場合に記入すること。また「生産者名」欄には、所属する生産者集団名を併記すること。
- 2 「主な経営形態」欄には、種豚生産、子取り、肥育、一貫経営の区分を記載すること。
- 3 子取り用雌豚は、生後6か月以上で、子豚を生産することを目的として飼養している雌豚とする。

## 2 地域肉豚能力向上支援

### (1) 豚能力向上推進計画

現状の能力	この事業での改善点

(注) 1 所有する純粋種豚の現状の能力とこの事業による種豚の導入等で改善される具体的な能力に関する事項を、それぞれの欄に記入すること。

2 出来る限り数値の根拠となる資料又はパンフレット等を添付すること。

(2) 純粋種豚の導入

生産者名	品種	導入種豚頭数														事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 上段：事業費 (税抜) 下段：消費税
		特定海外純粋種豚				その他								合計	機構補助金		その他		
		海外導入種豚		国内導入種豚		雄		雌		計		事業費 (円)							
雄	雌	計	事業費 (円)	雄	雌	計	事業費 (円)	雄	雌	計	事業費 (円)	雄	雌	計					
合計	名																		

- (注) 1 一生産者が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記載すること。
- 2 「生産者名」欄には、事業実施主体が生産者集団等へ補助する場合、生産者集団等名を併記すること。
- 3 実績報告書の提出時には、補助を受けて導入した純粋種豚及びその産子の一般社団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写し、導入種豚の購入金額がわかる領収書等の写し及び導入種豚の貸付契約書の写しを添付すること。

- 4 補助を受けて特定海外純粋種豚を導入した場合は、実績報告書の提出時に、当該特定海外純粋種豚の情報及びその産子等の利用を受けるための方法を広く種豚生産者等が閲覧できる状態に置いたことが分かる資料の写しを添付すること。
- 5 導入年度内に当該豚の産子の子豚登記できなかった場合は、第7により導入年度以降も当該要件が満たされるまで、当該豚の産子の子豚登記証明書の写しを添付し報告すること。

(3) 人工授精用精液の導入

生産者名	品種	導入計画 本数 (本)	事業費 (円)	負担区分 (円)		種付雌豚の 血統証明 番号	産子の子豚 登記の有無	備考 上段：事業費 (税抜) 下段：消費税
				機構 補助金	その他			
合計	名							

- (注) 1 一生産者が複数の品種の精液を購入する場合は、品種ごとに記入すること。
- 2 「生産者名」欄には、事業実施主体が生産者集団等へ補助する場合、生産者集団等名を併記すること。
- 3 実績報告書の提出時には、別紙様式第5号の別紙に準じて作成した導入精液1本ごとの使用状況がわかる書類に、補助対象となる導入精液の精液証明書、補助を受けて導入した精液から産出された産子の一般社団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写し、導入精液の購入金額がわかる領収書等の写し、人工授精に使用された日がわかる書類等の写し（人工授精記録台帳の写し等）を添付すること。なお、不受胎等で産子が得られなかった場合は、獣医師等の証明の写し等を実績報告書に添付すること。
- 4 導入年度内に当該精液から産出された産子の子豚登記できなかった場合は、第7により導入年度後に、当該精液から産出された産子の子豚登記証明書の写しを添付し報告すること。

(4) 一代雑種雌豚の導入

生産者名	品種	導入頭数 (頭)			事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 上段：事業費 (税抜) 下段：消費税
		①	②	計		機構 補助金	その他	
合計	名							

- (注) 1 一生産者が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記載すること。
- 2 「生産者名」欄には、事業実施主体が生産者集団等へ補助する場合、生産者集団等名を併記すること。
- 3 「導入頭数」欄には、第3の3の(4)のアの(ア)の豚の頭数を「①」として、同(イ)の豚の頭数を「②」として、それぞれ記載すること。
- 4 実績報告書の提出時には、補助を受けて導入した一代雑種雌豚1頭ごとに、導入母豚の購入金額がわかる領収書等の写し及び導入母豚の貸付契約書の写しとともに、第3の3の(4)のアの(ア)の豚にあつては、一般社団法人日本養豚協会が発行する導入豚の一代雑種豚血統証明書の写し又は同協会が発行する母豚の一腹記録簿の原本及び両親の種豚登録証明書の写しを、同(イ)の豚にあつては、同協会が発行する両親のいずれか一方の種豚登録証明書の写し、もう一方の親の全国的な遺伝的能力評価を受けたことがわかる書面等の写し及び導入豚と両親との親子関係がわかる書面の写しを、それぞれ添付すること。

- 5 導入した一代雑種雌豚に係る繁殖成績については1産以上報告することとするが、導入年度内に当該報告が出来なかった場合は、第7により導入年度以降も当該要件が満たされるまで繁殖成績を報告すること。

(5) 肉質関連遺伝子の検査

生産者集団等	品種	検査頭数 (頭)	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 上段: 事業費 (税抜) 下段: 消費税
				機構補助金	その他	
合計						

- (注) 1 事業実施主体及び生産者集団等ごとに、複数品種を検査する場合は、品種ごとに記載すること。  
 2 事業実施主体が自ら実施する場合は、生産者集団等の欄に括弧書で事業実施主体名を記載すること。  
 3 実績報告書の提出時には、別紙様式第4号の別添1の肉質関連遺伝子検査結果報告書並びに補助を受けて検査した豚1頭ごとに、一般社団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写し、遺伝子検査費用が分かる領収書等の写し及び遺伝子検査結果の写しを添付すること。

(6) 事業推進指導

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
			機構 補助金	その他	
合計					

(注) 事業推進指導は、公募団体Aが自ら実施する場合を除く。

3 生産性向上支援

(1) 飼養管理技術向上支援

ア 飼養管理技術向上計画

現状の問題点	この事業での改善点

(注) 研修会を実施する地域又は集団における問題と改善点を記載すること。

イ 飼養管理技術向上研修会の開催

時期	場所及び 参集人数	研修会 の内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
				機構 補助金	その他	
合計						

(注) 実績報告書の提出時には、別紙様式第4号の別添2の飼養管理技術向上研修会報告書並びに研修会等開催に係る開催通知文及び研修会等に係る経費を証明する書類を添付すること。

ウ 研修会修了者の現地指導（フォローアップ等）

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
			機構 補助金	その他	
合計					

エ 事業推進指導

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
			機構 補助金	その他	
合計					

(注) 事業推進指導は、公募団体Bが自ら実施する場合を除く。

(2) 養豚農業実態調査

ア 調査事項等検討会の開催

時期	場所及び 参集人数	会議 の内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
				機構 補助金	その他	
合計						

イ 優良事例調査の実施

時期	内容	方法	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
				機構 補助金	その他	
合計						

(注)「内容」及び「方法」欄については、出来るだけ具体的に記載すること。

ウ 実態調査の実施

時期	内容	方法	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
				機構 補助金	その他	
合計						

(注)「内容」及び「方法」欄については、出来るだけ具体的に記載すること。

エ 調査結果の分析及び報告書の作成・配付

時期	内容	方法	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
				機構 補助金	その他	
合計						

(注) 1 「内容」及び「方法」欄については、出来るだけ具体的に記載すること。

2 実績報告書の提出時には、調査結果の報告書、配布先一覧、調査事項検討会の議事録等及び調査に係る経費を証明する書類を添付すること。

4 家畜共済への積極的な加入促進

時期	取組内容	備考

別紙様式第2号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、養豚経営安定対策補完事業実施要綱第6の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業実施計画（変更）」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機 構 補 助 金	そ の 他	
1 地域肉豚能力向上支援 (1) 純粋種豚等の導入 (2) 一代雑種雌豚の導入 (3) 肉質関連遺伝子の検査 (4) 事業推進指導				

2 生産性向上支援				
(1) 飼養管理技術向上支援				
(2) 養豚農業実態調査				
合 計				

(注) 2 及び 3 については、別紙様式第 1 号の様式に準じて作成するものとし、変更部分が容易に比較できるよう変更前を ( ) 書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業について、下記により金 円を概算払により支払われたく、養豚経営安定対策補完事業実施要綱第6の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

(単位：円、%)

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで の予定 出来高 (④+ ⑤) / ②	残額 ②-④- ⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
1 地域肉 豚能力向 上支援 (1) 純粋種	円	円	円	円	%	円	円	%	円



別紙様式第4号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業について、下記のとおり実施したので、養豚経営安定対策補完事業実施要綱第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額金 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業実績書」のとおり

(注) 別紙様式第1号の別紙の事業実施計画に準じて作成すること。

- 3 事業に係る精算額

(単位：円)

区 分	交付決定額	実績額 ①	概算払額 ②	精算額 ①－②
1 地域肉豚能力向上支援 (1) 純粋種豚等の導入 (2) 一代雑種雌豚の導入 (3) 肉質関連遺伝子の検査 (4) 事業推進指導				
2 生産性向上支援				

(1) 飼養管理技術向上支援				
(2) 養豚農業実態調査				
合計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      令和    年    月    日

(2) 事業完了年月日                      令和    年    月    日

5 振込先

金融機関名及び支店名                      銀行                      支店

振込口座種類及び口座番号                      普通・当座

口座名義人 (フリガナ)

肉質関連遺伝子検査結果報告書  
 (令和 年度養豚経営安定対策補完事業)

No.	生産者集 団等	生産者名	血統証明 番号	品種	性別	検査年月 日	検査結果

注 事業実施主体が自ら実施する場合は、生産者集団等の欄に括弧書で事業実施主体名を記載すること。

飼養管理技術向上研修会報告書  
(令和 年度養豚経営安定対策補完事業)

研修会参加日：令和〇年〇月〇日（ ）

研修会場所：

取組実績：

研修内容等		
取組実績		
備考		

- (注) 1 実績報告時に研修内容等の取組実績を理事長に提出すること。  
2 研修会終了後、必要に応じ現地指導を行うこと。

別紙様式第5号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業に係る管理状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年度における養豚経営安定対策補完事業により導入した純粋種豚等の管理状況について、養豚経営安定対策補完事業実施要綱第7の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業に係る管理状況」のとおり

該当項目の□内にチェックを入れること

- 純粋種豚
- 人工授精用精液
- 一代雑種雌豚

別紙様式第5号の別紙

令和 年度養豚経営安定対策補完事業に係る管理状況  
(令和 年度導入、令和 年3月31日現在)

1 地域肉豚能力向上支援

(1) 純粋種豚の導入

生産者名	整理番号	種豚の種類	血統証明 番号	品種	性別	生年月日	導入年月日	淘汰年月日	種付又は 分娩回数	産子の子豚 登記した日
計 人	計 頭									

- (注) 1 補助を受けて導入した純粋種豚の令和4年3月31日、令和5年3月31日現在における管理状況について各翌年度の6月30日までに報告すること。
- 2 種豚の種類欄は、養豚経営安定対策補完事業実績書に記載した導入種豚頭数の区分に応じ「特定海外純粋種豚」、「海外導入種豚」又は「国内導入種豚」と記載すること。
- 3 補助を受けて導入した純粋種豚について、導入年度後に当該豚の産子の子豚登記した場合には、当該豚の産子の子豚登記証明書の写しを添付すること。
- 4 当該豚の産子の子豚登記できなかった場合は、「産子の子豚登記した日」の欄に、その理由（不妊、流産、死産、奇形等）を記入し獣医師等の証明書を添付すること。

- 5 補助を受けて特定海外純粋種豚を導入した場合は、当該特定海外純粋種豚の情報及びその産子等の利用を受けるための方法を広く種豚生産者等が閲覧できる状態に置いたことが分かる資料の写しを添付すること。
- 6 「種付又は分娩回数」の欄には、雄は導入からの総種付回数、雌は導入からの総分娩回数を記入すること。

(2) 人工授精用精液の導入

生産者名	購入年月日	精液証明書		注入年月日	注入した母豚		産子		産子の子豚 登記した日
		品種	血統証明 番号		品種	血統証明 番号	生年月日	正常産子数	
計 人	計 本								

- (注) 1 補助を受けて導入した精液から産出された産子については、令和4年3月31日現在における登記状況について令和4年6月30日までに報告すること。
- 2 補助を受けて導入した精液から産出された産子について、導入年度後に当該精液からの産子の子豚登記した場合には、当該精液からの産子の子豚登記証明書の写しを添付すること。
- 3 当該精液から産出された産子の子豚登記できなかった場合は、「産子の子豚登記した日」の欄に、その理由（不受胎、流産、死産、奇形等）を記入し獣医師等の証明書を添付すること。

(3) 一代雑種雌豚の導入

生産者名	血統証明を添付する場合 (必須)	一腹記録簿を添付する場合 (必須)			全国的な遺伝的能力評価を受けたことがわかる書面等を添付する場合 (必須)			淘汰年月日	産次	分娩日	繁殖成績					
	導入豚の耳標番号	導入豚の記録簿の 通し番号	父豚の耳標 番号	母豚の耳標 番号	導入豚の 耳標番号等	父豚の耳 標番号等	母豚の耳 標番号等				総産子数		哺乳開始頭数			
		正常 産子数	死産・ 奇形等	里子	離乳頭 数											

- (注) 1 補助を受けて導入した一代雑種雌豚の令和4年3月31日、令和5年3月31日現在における管理状況について、各翌年度の6月30日までに報告すること。
- 2 導入した一代雑種雌豚に係る繁殖成績については導入した年度の翌年度分まで、1産以上報告することとするが、(注)1による当該報告ができなかった場合は、第7により導入年度後以降も当該要件が満たされるまで繁殖成績を報告すること。
- 3 当該報告による繁殖成績等については(一社)日本養豚協会、(独)家畜改良センター等にデータ提供され、家畜改良のために活用される場合がある。

別紙様式第6号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業に係る仕入れに係る消費税等  
相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚  
経営安定対策補完事業補助金について、養豚経営安定対策補完事業実施要綱第8  
の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還  
します。(返還がある場合、記載すること))

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第  
15条の補助金の額の確定額(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額  
の確定通知額)  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返戻相当額(3-2)  
金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての生産者分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

( )

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

( )

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての生産者分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料